［様式を削る。］

別記様式第12号（第41条関係）

電磁的記録媒体提出票

遺失物法施行規則　第26条 第28条第2項 第28条第3項 第31条第1項 第32条 第33条第1項　の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

年　月　日

殿

氏名又は名称

住所又は所在地

1　電磁的記録媒体に記録された事項

2　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考　1　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

2　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記録した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

3　不要の文字は、横線で消すこと。

4　該当事項がない場合は、省略すること。

5　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。